

# 第 10 回厚生文教常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 4 年 9 月 13 日 (火曜)		午後 1 時 30 分 開会		
	休 憩 13:51-14:05				
			午後 2 時 11 分 閉会		
	休憩時間：0 時間 14 分		会議時間：0 時間 27 分		
会 議 場 所	3 階委員会室				
出 席 委 員 氏 名	委員長	渡辺洋一郎	委 員	正村紀美子	
	副委員長	黒田 栄継	委 員	堀切 忠	
	委 員	常通 直人	委 員	橋本 和仁	
	委 員	西尾 一則			
	委 員	柴田 正博			
説 明 員					
参 考 人					
欠 席 委 員 氏 名					
事務局職員	事務局長	安田 敦史	総務係長	佐藤史彦	
			総務係主査	上田瑞紀	
<p>『会議に付した事件と会議結果など』</p> <p>1 開 会 委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。</p> <p>2 議 件 (1) 審査事項 ア 陳情第 13 号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める陳情 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 1</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長：陳情の審査は昨日終了した。本日は最初に自由討議行う。自由討議はないか？</li> <li>・堀切委員：消費税に対する国への訴訟として、制度創設時（1990 年）に「対価の一部であり預り金ではない。」という判決確定があることを申し上げたい。</li> <li>・黒田委員：今回の陳情の最たる趣旨は、制度導入に伴う経理事務の負担増大の回避と捉える。これを踏まえて、陳情の採否に関する意思を確定させたい。</li> <li>・橋本委員：電子帳簿保存法等の施行も予定されている。経過措置を経て本格施行となるが、国としては、納税に関する電子化を目指していることから、それぞれが時代に即した対応も不可欠と考える。</li> <li>・堀切委員：事務の煩雑さが、今回の陳情の趣旨と捉える発言もあったが、そのこと</li> </ul>					

以外にも免税事業者に対する新たな税負担を回避すべきという趣旨もある。

- ・西尾委員：事務処理全般に係るデジタル化は国全体の流れとして、避けて通れない現実である。利便性のみならず感染症対策の目的も含めて、この動きは受け入れていかねばならない事象と捉える。
- ・橋本委員：電子インボイス導入により、デメリットのみならずメリットもある。
- ・委員長：他にないか？
- ・(討論なし)
- ・委員長：以上で自由討議を終了する。引き続き、討論を行う。
- ・黒田委員：反対の立場で討論する。

インボイス制度における申請手続きはすでに始まっている。今回の陳情の主な趣旨としては、免税事業者の負担の増大という点だが、消費税導入時、あくまでも免税措置は、経理事務の負担軽減が主な趣旨であり、益税を生み出すことを容認するものではないものとする。今回の制度導入は、これらの課題を解消し、課税業者との公平性を担保する役割を担っているものとする。特に、軽減税率を採用している現在においては、免税業者の間においてさえ免税額に差が生じるなど、ますます、その公平性を欠くものとなっている恐れもある。消費者の立場から見ても、自ら納めた消費税が、事業者の利益になっているのではないかという疑念を抱きかねず、経理が多少煩雑になったとしても、必要な制度と考える。経理事務の負担軽減を実現するソフトなどの開発なども進んでいるということ、また、23年10月以降も仕入額控除を認める経過措置期間が設けられており物価高騰やコロナ禍における現況においても、事業者が対応を見極める時間的猶予があることなどを考慮すると、より税の公平性を担保できる可能性を持つ制度の中止を求めることは、現実的ではないと考える。以上の理由により、本陳情の趣旨に対し、反対する。

- ・堀切委員：賛成の立場で討論する。

消費税のインボイス制度が導入されれば、売上1,000万円以下の中小・零細事業者や個人事業主に新たな税負担がのしかかり、新型コロナ感染の長期化や物価高騰で苦境に立つ事業者に追い打ちをかけることになる。全国約500万者ある免税事業者が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があり、システムの変更や新たな事務など事業者にとって多大な負担が生じる。

中小・零細事業者にとって、仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難であり、このままではインボイス制度導入を契機とした中小・零細事業者の廃業の増加につながり、地域経済の衰退に拍車をかけることになる。道内では昨年9月議会で更別村を初め8自治体で「インボイス制度導入中止を求める意見書」が採択されました。今年6月議会でも美幌町、津別町、泊村で採択されている。全国でも、今年7月末の段階で423件の意見書が財務省に出されている。

また、業界団体では、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、公益財団法人公益法人会、全建総連、中小企業家同友会など幅広い団体が実施の延期、凍結、中止、見直しなどを求めている。中小・零細事業者を抱える業界でも懸念の声が広がっていることから、インボイス制度導入は中止すべきと考える。以上のことから、

陳情の趣旨及び願意については妥当であると考え、賛成討論とする

- ・橋本委員：反対の立場で討論する。

インボイス制度は軽減税率制度において、適切かつ公平な課税を確保する観点から導入される仕入額控除制度であり、消費税は事業者が消費者から預かった税であり、適正に納めるべきである。また、制度開始後6年間は一定の仕入額控除を認める経過措置が設けられている。また、電子インボイス等のデジタル化により、事務作業の軽減、経費の削減にもつながり、商売全体の効率化になる。コロナ禍、物価高騰等で小規模事業者、個人事業者は大変厳しい状況なのは理解するが、インボイス制度は適切、公平な課税制度と考えることから反対する。

- ・正村委員：反対の立場で討論する。

インボイス制度導入は、かねてから課題となっていた益税を解消し、税の公平性を確保する制度である。陳情者からは、事務負担が大きく、小規模事業者の事業存続にかかわる制度であるとの指摘があった。制度導入による事務負担の軽減は、たしかに存在する課題であり、とくに小規模事業者へのデジタル化に対応した支援策は早急に示されるべきであると考え、消費税は消費者が負担する税であり、適切に納税されることは、税の原則に照らしても適切である。よって、国に対してインボイス制度の実施を中止することを求める陳情第13号に反対する。

- ・委員長：他に討論はないか？

・(なし)

- ・委員長：討論を終了する。

- ・委員長：本陳情を「採択すべきもの」とする委員の挙手を求める。

・(挙手少数)

- ・委員長：本陳情は「不採択とすべきもの」と決定する。陳情第13号の陳情審査報告書を作成する。

(暫時休憩)

- ・委員長：陳情第13号の陳情審査報告書朗読を副委員長にお願いします。

- ・黒田副委員長：陳情第13号「「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める陳情」の審査結果について報告する。

本陳情については、9月1日の本会議において当委員会に審査が付託され、本会議終了後、12・13日の3回にわたり委員会を開催し、審査に当たっては陳情者を参考人として招致し、陳情の趣旨等の説明を受け、質疑を行う形で審査を行った。

「小売事業者などへの具体的な影響の内容」、「増加する事務負担の考え方」などに関する質疑を行い、その後、自由討議を経て、討論においては、「インボイス制度の申請手続きはすでに始まっている。免税事業者の負担増大という点が、主な陳情の趣旨であるが、インボイス制度導入は、公平性を担保する役割を担うものとする。特に、軽減税率を採用する現在においては、免税業者間でさえ免税額に差が生じるなど、ますます、その公平性を欠く恐れがある。

消費者の立場から見ても、自ら納めた消費税が、事業者の利益になっていると

いう疑念を抱きかねず、経理が多少煩雑になったとしても、必要な制度と考える。

経理事務の負担軽減を実現するソフト開発なども進んでいること、2023年10月以降も仕入額控除を認める経過措置期間が設けられており、物価高騰やコロナ禍における現況においても、事業者が対応を見極める時間的猶予があることなどを考慮し、より税の公平性を担保できる可能性を持つ制度の中止を求めることは、現実的ではない。」、及び「インボイス制度は適切かつ公平な課税を確保する観点から導入される仕入額控除制度である。消費税は事業者が消費者から預かっている税であり、適正に納めるべきである。また、電子インボイス等のデジタル化により、事務作業の軽減、経費の削減にもつながり、事業の効率化になる。コロナ禍、物価高騰等で小規模事業者、個人事業者が大変厳しい状況であることは理解するが、制度開始後の経過措置も設けられており、インボイス制度は適切、公平な課税制度と考える。」、並びに「消費税インボイス制度は、かねてから課題となっていた益税を解消し、税の公平性を確保するための導入である。

事務負担が大きく、小規模事業者の事業存続にかかわる制度であるとの指摘は理解でき、デジタル化に対応した支援策は早急に示されるべきではあるが、消費税は消費者が負担する税であり、適切に納税されることが、税の原則に照らして適切である」との反対討論、また、「消費税のインボイス制度が導入されれば、売上1,000万円以下の中小・零細事業者や個人事業主に新たな税負担がのしかかり、新型コロナウイルス感染の長期化や物価高騰で苦境に立つ事業者に追い打ちをかけることになる。全国約500万者ある免税事業者が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があり、システムの変更や新たな事務など事業者にとって多大な負担が生じる。中小・零細事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難であり、インボイス制度導入を契機とした中小・零細事業者の廃業の増加につながり、地域経済の衰退に拍車をかける。

道内では昨年8自治体、今年も3自治体で「インボイス制度導入中止を求める意見書」が採択され、全国でも、今年7月末の段階で423件の意見書が財務省に出されている。また、幅広い団体が延期、凍結、中止、見直しなどを求め、懸念の声が広がっていることから、インボイス制度導入は中止すべきであり、陳情の趣旨及び願意については妥当である。」との賛成討論があり、採決を行った結果、賛成少数で「不採択とすべきもの」と決定したものである。以上、厚生文教常任委員会の陳情審査報告とする。

- ・委員長：陳情第13号の陳情審査報告書について、意見はあるか。
- ・（意見なし）
- ・委員長：今後、軽微な修正等については正副一任としたい。異議ないか。
- ・（異議なし）
- ・委員長：決定とする。以上で審査事項「ア 陳情第13号」を終了する。

### 3 その他

#### (1) 次回委員会の開催日程について

令和4年9月21日（水）とし、開始時刻は別途決定する。

(2) その他

委員、事務局ともになし。

以上をもって、厚生文教常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	3名	報道関係者	0名	議員	0名	合計	0名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和4年9月13日

厚生文教常任委員会委員長 渡辺 洋一郎